

(財)海難審判協会 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、財団法人海難審判協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は、海難審判及び海難審判事件に関する調査、研究を行ない、海難防止施策に寄与するとともに、海難審判関係人の権利を擁護することにより、海難審判の適正な運用に資し、もって海事の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 海難審判及び海難審判事件に関する調査、研究
- (2) 海難審判及び海難審判事件に関する研究の奨励
- (3) 資力の乏しい者に対する海難審判に関し必要な扶助
- (4) 海難審判事件に関する一切の相談
- (5) 前各号に関する図書類の刊行及び配付並びに研究会、講演会等の開催
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 基本財産として、指定して寄附された財産（海難審判扶助基金及び斎藤基金を含む。）
- (2) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。なお、海難審判扶助基金及び斎藤基金は、別会計とする。

2 本会の資産のうち基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむをえない理由があるときは、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第8条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第10条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、理事会の議決

を得て、その全部又は、一部を、基本財産に繰り入れるか若しくは翌年度の普通財産に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第11条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 会長は、第一項の書類及び前項の報告書について理事会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事長 1名

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 16名以上20名以内（会長、理事長及び専務理事を含む。）

(5) 監事 2名以内

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2 会長、理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 理事長は、会長を補佐して本会の常務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。

3 専務理事は、理事長を補佐して常務を分掌し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

5 監事は、民法第59条に定める職務を行なう。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第16条 役員は、次の各号の1に該当するときは、理事会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

(評議員)

第18条 本会に、16名以上20名以内の範囲で、評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選任する。

なお、原則として、評議員は、理事または監事を兼ねることはできない。

3 評議員は評議員会を組織し、この寄附行為に別に定めるもののほか、必要と認める事項について会長に助言する。

4 評議員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

5 評議員会の議長は、評議員の互選によりあてる。

6 評議員の任期は、2年とする。

(顧問)

第19条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

(賛助会員)

第20条 本会の趣旨に賛同し、毎年一定額の賛助金を納付する者は、賛助会員とする。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集等)

第22条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、理事の3分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなけ

ればならない。

- 3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議決事項)

第23条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(定足数等)

第24条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上が、これに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 理事数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(規定の準用)

第27条 第22条第3項、第24条及び第25条の規定は、評議員会に準用する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第28条 会長は、本会の業務の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第29条 本会に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 本会は、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決を得なけ

れば解散することができない。

(残余財産の処分)

第32条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(細則)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1. 本会設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず設立の日に始まり昭和44年3月31日に終わるものとする。
2. 本会の発起人会において、本会設立後役員となるべき者として指名された者は、本会設立時において第13条の規定により、役員に選任されたものとみなし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、昭和44年3月31日までとする。
3. 本会の設立時における基本財産は、次のとおりとする。

現 金 54,250,000円

4. 本会は社団法人海難審判研究会、同海難審判扶助協会の事業、資産その他の残余財産を承継する。

附 則

この寄付行為の一部改正は、平成10年6月25日から施行する。

附 則

この寄付行為の一部改正は、国土交通大臣の認可のあった日（平成13年5月9日）から施行する。